

農林水産省共済組合員の皆様と ご家族のための自動車保険

団体扱自動車保険をご利用いただくと

現在の無事故による割増引(ノンフリート等級ごとの割増引)適用後の金額にさらに

団体扱割引率

15%
※1
割引

さらに

分割払でも

5%の
割増不要

もしくは

一時払なら

5%※2
の
割引

保険料が最大で約**19.2%**割引になります。

選べる4つの保険会社



東京海上日動



損保ジャパン日本興亜

MS&AD

三井住友海上

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保

※1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの保険始期契約については団体扱割引15%が適用されます。なお、団体扱割引率は、農林水産省共済組合団体扱保険の「契約台数」「損害率」に応じて毎年4月1日に見直しされ変動することがあります。(団体扱割引の名称は、引受保険会社によって異なる場合があります。)

※2 団体扱年一時払による割引

Q1 団体扱割引15%ってどのくらいお得ですか？

A1 例えば、以下のように12等級（事故有係数適用期間なし）（割引48%）でトヨタ：ヴィッツの場合、一般契約に比べ1年間トータルの保険料のうち約19.2%を節約できます。

● 12等級（事故有係数適用期間なし）（割引48%）の場合

トヨタ：ヴィッツのケース

- ・車種／自家用小型乗用車（車両4、対人4、対物5、傷害4）
- ・型式／NCP131
- ・初度登録／平成29年1月
- ・年齢条件／35歳以上補償（記名被保険者年齢38歳）
- ・使用目的／日常・レジャー使用
- ・運転者限定／限定なし
- ・割引／新車割引
- ・免許証の種類（色）／ゴールド

<補償範囲>

- ・対人賠償責任保険／無制限
- ・対物賠償責任保険／無制限（免責金額0円）
- ・人身傷害保険／3,000万円（傷害一時費用保険金10万円）
人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約
- ・車両保険金額／175万円（一般条件、免責金額1回目5万円
2回目以降10万円）
- ・車両新価保険特約（協定新価保険金額175万円）
- ・弁護士費用特約 入院時選べるアシスト特約
- ・レンタカー費用等選べる特約：上限日額7,000円

現在、一般契約の一時払で加入している方
年間 **95,400円**が

現在、一般契約の分割払で加入している方
月々 **8,360円**（年間100,320円）が

団体扱契約（一時払）なら

年間 **77,040円** 約**19.2%**
割安！
18,360円お得！

団体扱契約（分割払）なら

月々 **6,760円** 約**19.2%**
（年間81,120円）割安！
年間トータル **19,200円**お得！



**団体扱自動車保険を利用すれば、
現在の支払方法（一時払・分割払）を変えずに
集金経路（共済組合経由）を変えるだけで約19.2%お得です！**

※上記保険料例はいずれも東京海上日動トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）平成29年4月1日保険始期時点の場合です。弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約（自動車）」、入院時選べるアシスト特約は「人身傷害諸費用補償特約」、レンタカー費用等選べる特約は「レンタカー費用等補償特約」のペットネームです。

※保険料は本制度のメリットを表した例であり、ご加入いただく保険会社によって、お支払いいただく保険料は異なる場合があります。

Q2 私以外に、妻と息子も車を持っています。家族名義の車も加入できますか？

A2 加入できます。同居のご家庭で複数のお車を所有している場合でも本制度をご利用いただけます。

Q3 現在加入している自動車保険（共済）の等級（無事故による割増引）を引き継ぐことができますか？

A3 できます。現在ご加入中の自動車保険で適用されている無事故による割増引はそのまま継承され、さらに本制度ならではの団体扱割引15%が適用されます。JA共済など※からも継承することができます。

※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは、引受保険会社（代理店）までお問い合わせください。

一般契約が無事故による割増引そのまま、 団体扱割引で保険料がさらにお得になる団体扱自動車保険

割安

団体扱割引15%適用で
保険料はお得です！

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの保険始期契約については、団体扱割引15%が適用されます。なお、団体扱割引率は農林水産省共済組合団体扱保険の「契約台数」「損害率」に応じて毎年4月1日に見直され変動する場合があります。（団体扱割引の名称は、引受保険会社によって異なる場合があります。）

便利

保険料支払方法は、分割払、
一時払から選択できます。

保険料支払方法は、一時払、分割払から選択できます。一般契約でのそれぞれの支払方法に比べて、それぞれ約19.2%保険料がお得になります。

団体扱自動車保険を利用すると団体扱割引15%に加えて、次のメリットがあります。

- 分割払の場合……一般契約にかかる分割割増5%もかかりません。
- 一時払の場合……一般契約に比べて一時払割引5%が新たに適用されます。（団体扱一時払による割引）

安心

現在ご加入の無事故による
割増引もそのまま継承！

現在ご加入中の自動車保険で進んでいるノンフリート等級（無事故による割増引）はそのまま継承でき、さらに団体扱割引15%が適用されます。もちろん、JA共済等※からも継承できます。

※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは引受保険会社（代理店）までお問い合わせください。

お得

ご家族のマイカーもご加入OK！

組合員本人だけでなく、配偶者、同居の親族、別居の扶養親族の所有・使用する自動車も、契約者を組合員本人とすることで、団体扱契約としてご加入いただけます。

保険料算出の仕組み（団体扱割引15%の場合）

- 現在、一般契約に「一時払」で加入している場合

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} = \text{年間保険料}$$

- 本制度の「一時払」であれば…

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{団体扱割引 (1-0.15)} \times \text{一時払係数 (0.95)} = \text{年間保険料}$$

※団体扱の一時払であれば、団体扱割引15%に加えてさらに5%割引（一時払係数）が適用になります！

- 現在、一般契約に「分割払」で加入している場合

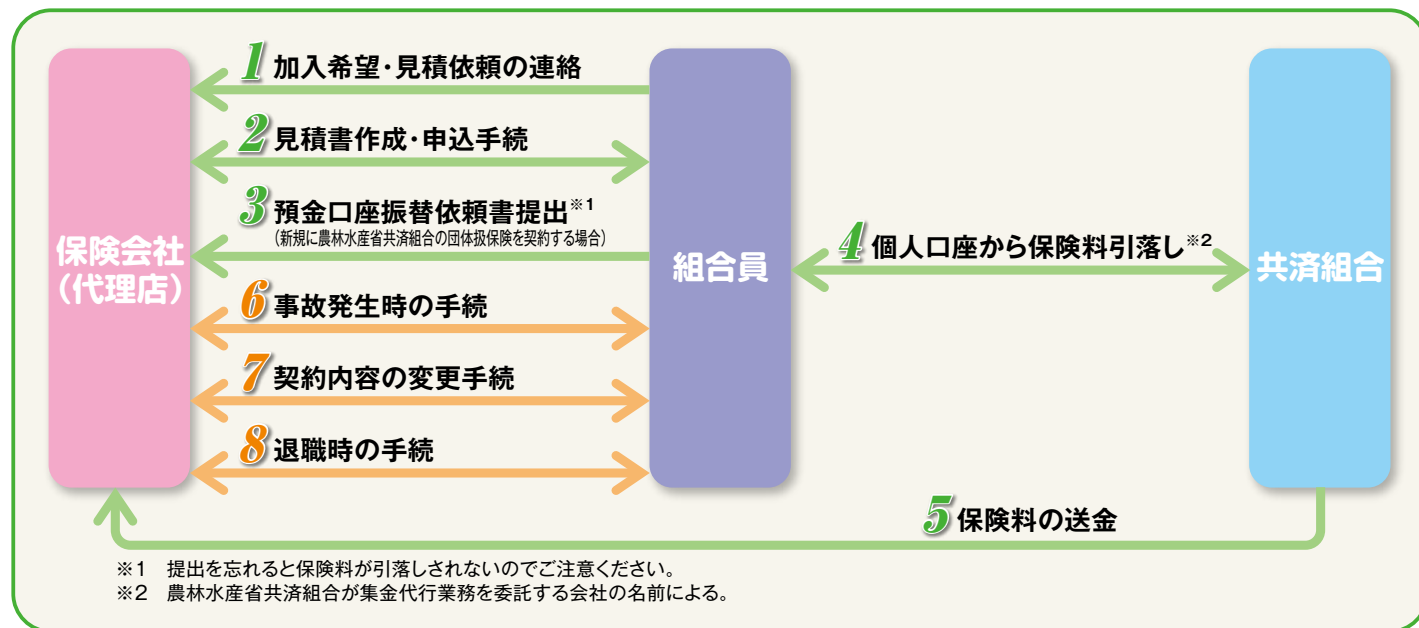
$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{分割割増 (1.05)} \times \frac{1}{12} = \text{1回分保険料}$$

- 本制度の「分割払」であれば…

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{分割割増なし} \times \text{団体扱割引 (1-0.15)} \times \frac{1}{12} = \text{1回分保険料}$$

※団体扱の分割払であれば、一般契約のような分割割増5%がかかりません！

各種手続の流れ



新たに農林水産省共済組合団体扱自動車保険を契約する場合

1 加入希望・保険料見積依頼の連絡

お客様チェック まずは、ご希望の保険会社(代理店)にお電話いただくか、別紙「農林水産省共済組合団体扱自動車保険FAX見積依頼書」にご記入のうえ、各保険会社(代理店)にご連絡ください。

2 自動車保険の申込手続

お客様チェック 各保険会社(代理店)の手続きに従って申込手続を行ってください。お電話でのやり取りの上ご訪問等により申込手続を行います。ご契約にあたっては、団体扱保険の加入要件を満たしているかご確認ください。

ご加入の要件について

以下の要件がすべて必要となります。

- (1) 契約者が農林水産省共済組合員(任意継続組合員を除く)であること。
(退職後はご加入いただけません。)
(個人加入(一般契約)となります。)
- (2) 記名被保険者(お車を主に運転する方で、無事故による割増引を継承される方)が契約者ご本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者の同居のご親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方であること。
- (3) お車の所有者が契約者ご本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者の同居のご親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方であること。

3 預金口座振替依頼書の提出

お客様チェック 本制度の利用にあたっては、専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を保険会社(代理店)にご提出ください。
専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(以下「口座振替依頼書」)に、団体扱保険料控除用のご本人名義の口座等を記入し、保険会社(代理店)にご提出ください。

これで、いったん申込手続は完了です。

口座振替依頼書の提出漏れがないか再度ご確認ください。

次ページ以降で契約手続き後の流れについてご説明していますので、そちらもあわせてご確認ください。

重要

口座振替制度についての注意点

必ずお読みください。

- 本制度は、農林水産省共済組合が集金代行業務を委託する会社が共済組合員本人の個人口座から保険料を引落しする仕組みになっています。
- 本制度の利用にあたっては、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(以下「口座振替依頼書」)に、団体扱保険料控除のご本人名義の口座等を記入してご提出ください。
- 保険料は、保険始期月の2か月後から、共済組合員指定の口座から毎月27日(休日の場合は翌営業日)に引落しさせていただきます。
- 口座振替依頼書を提出してから、口座設定までには約30営業日ほどかかりますので、お早めにご提出ください。
口座振替依頼書の提出が遅れたり、提出をお忘れの場合、保険料の引落しができないため、直接保険会社もしくは代理店等が保険料を集金させていただく場合があります。保険会社により対応方法が異なりますので、詳細は各保険会社または代理店にお問い合わせください。

4

個人口座から保険料引落とし

共済組合員

共済組合

お客様チェック

保険始期月の2か月後から保険料が引落とされますので、
預金口座振替依頼書で指定した個人口座に残高があるかご確認ください。

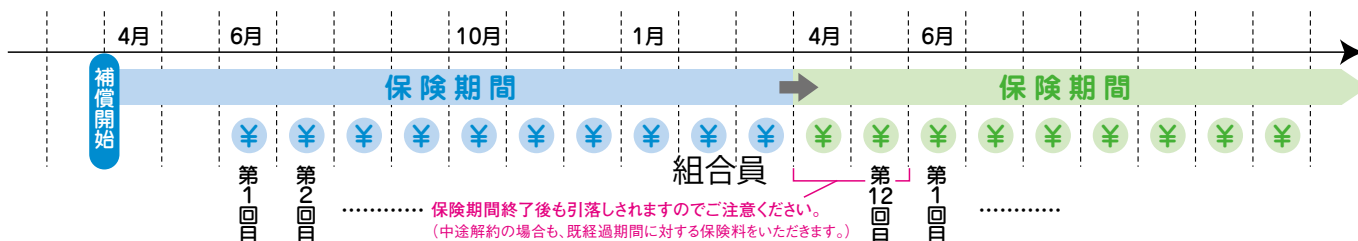
<万が一引落日に引落としできなかったときは>

残高不足や口座設定漏れなどの理由で予定されていた月に保険料が引落としできなかった場合の対応方法は各保険会社で異なります。
翌月に再請求する場合や、現金振込や現金の集金が必要な場合があります。詳しくは加入している保険会社等にお問い合わせください。

4月始期のご加入者様の場合

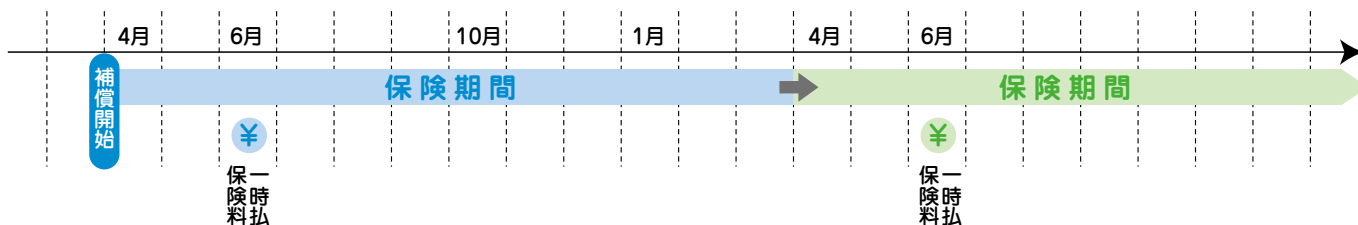
●分割払のケース

保険始期月の2か月後から第1回目の保険料引落が始まり、以降毎月引落とされます。
下記例では、6月から保険料引落が始まり、翌年5月が引落しの最終回目となります。



●一時払のケース

保険始期月の2か月後に年払保険料が引落とされます。



5

保険料の送金

共済組合

保険会社

お客様チェック

集金代行会社によって引落とされた保険料は、共済組合がまとめて各保険会社に送金します。

(注) 残高不足や口座設定漏れなどの理由で保険料の引落としができなかった場合には、契約者から直接保険会社もしくは代理店等に保険料をお振込みいただく場合があります。保険会社により対応が異なりますので、詳細は各保険会社または代理店にお問い合わせください。

契約成立後の手続について

6

事故発生時の手続

共済組合員

保険会社

お客様チェック

事故が発生した場合には、契約者から直接、各保険会社の事故対応窓口にご連絡ください。

各保険会社の事故対応窓口の連絡先は、契約締結時や保険証券等でご確認ください。

(保険会社は24時間事故受付対応を行っております。)

事故の連絡を受けた保険会社は、事故対応のアドバイスや保険金請求手続きなどについて、契約者に直接ご説明します。

事故連絡や保険金請求手続は共済組合を通じて行わず、契約者が保険会社と直接やり取りします。

お客様チェック



以下の内容に変更が生じた場合には、速やかに引受保険会社（代理店）にご連絡ください。

- 住所が変更する場合
- 連絡先の電話番号が替わる場合
- 車を買替えた場合 など

(注) 所属所が異動になる場合や住所が変更する場合には特にご注意ください。

契約者からご連絡いただけないと、満期案内や継続案内がスムーズに行えない場合があります。

お客様チェック



退職後は、本制度をご利用いただくことはできません。退職後は、個人契約となります。

退職時点で加入中の契約がある場合には、以下の取扱いとなります。

(1) (2) いずれの場合も、満期日以降は個人契約に加入し直す必要があります。

(1) 分割払の場合

● 残された満期までの保険期間を有効にしたい

退職時まで、満期までの未経過期間に対する保険料の全額を、一括して保険会社にお支払いいただく必要があります。

● 退職と同時に契約を中途解約したい

退職日に合わせて団体扱契約を中途解約し、一般契約に加入し直すことになります。

この場合であっても既経過期間に対する保険料※をお支払いいただく必要があります。

※通常の場合、2か月分を一括してお支払いいただくことになります。

(2) 一時払の場合

満期までは加入中の契約がそのまま有効です。

その他のご留意点

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 個人情報の取扱いについては、各保険会社の募集文書またはホームページ等の個人情報に関する取扱内容について同意のうえご加入ください。また、別紙の保険料見積依頼書に記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズにあった自動車保険プランをご提案させていただきます。適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、各保険会社が損害保険代理店委託契約を締結している指定代理店に同個人情報提出することにご同意のうえ、保険料見積依頼書にご記入ください。

- 自動車保険のご契約にあたり、契約申込書に加え、書面等でお客さまのニーズに合った内容かどうかを確認させていただきます。(確認手続は保険会社により異なります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。)
- このパンフレットでは、新たに団体扱自動車保険契約を締結する際の手続等について記載しています。2年度目以降の契約については、各保険会社の指定する取扱代理店から満期のご案内を行い、契約手続等を行います。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一課 公務第二課
東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4124 (平日 9:00~17:00) FAX.03-3515-4125 (24時間受付)
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

株式会社東海日動パートナーズTOKIO新宿支店 <http://www.tnp-j.co.jp/>

お電話 0120-833-325 (平日 9:00~18:00)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-365-136 (24時間受付)

2017年3月作成

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 営業第二課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.03-3259-4061(平日9:00~17:00) FAX.03-3292-5896(24時間受付)
<http://www.ms-ins.com>

(お見積り・お問い合わせ)

三井住友海上・農林水産省共済組合専用フリーダイヤル

お電話 0120-135-885 (平日 9:00~17:00)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-390-075 (24時間受付)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部第三課
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-5408 (平日 9:00~17:00) FAX.03-6388-0162 (24時間受付)
<http://www.sjnk.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

株式会社カワシマ

お電話 0120-832-910 (平日 9:00~17:00)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-487-383 (24時間受付) SJNK16-07346 (2016/08/24)

MS&AD あいおいニッセイ同和損保株式会社

公務部営業第一課
東京都中央区日本橋3丁目5番19号
TEL.03-6734-9611(平日9:00~17:00) FAX.03-6734-9612(24時間受付)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 (ADインシュアランスサービス横浜)

お電話 0120-544-101 (平日 9:30~17:30)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 045-212-4347 (24時間受付)

(提携代理店との共同募集となります。)

(2016年9月) B16-102272

※次の場合はFAXではなく、お電話で見積依頼してください。現在ご加入の保険期間中に保険会社に報告した事故がある場合・満期日(保険開始日)または加入希望日まで2週間以内の場合

※FAXをご利用の場合/別紙見積依頼書に必要事項をご記入の上、現在ご加入の「保険証券」と「車検証」とともにFAXしてください。

※個人情報についての取扱いは、各引受保険会社のホームページをご覧ください。